名称　福山港箕沖工区B灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北東方約七・二キロメートル）
北緯　三四―二五―四九
東経　一三三―二六―一九
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　福山港箕沖工区C灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北東方約七・二キロメートル）
北緯　三四―二五―四八
東経　一三三―二六―二三
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　福山港箕沖工区D灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北東方約七・四キロメートル）
北緯　三四―二五―五二
東経　一三三―二六―二五
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　福山港箕沖工区E灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北東方約七・五キロメートル）
北緯　三四―二五―五七
東経　一三三―二六―二七
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　福山港箕沖工区F灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北東方約七・七キロメートル）
北緯　三四―二六―〇二
東経　一三三―二六―二九
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　福山港箕沖工区G灯浮標
位置
所在地　広島県福山港（鴻石灯標の北東方約七・七キロメートル）
北緯　三四―二六―〇四
東経　一三三―二六―二六
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　中ノ州北東灯浮標
位置
所在地　関門港長府区（満珠島灯台の南西方約一・三キロメートル）
北緯　三三―五八―五七
東経　一三一―〇一―四六
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　中ノ州南東灯浮標
位置
所在地　関門港長府区（部埼灯台の北東方約一・九キロメートル）
北緯　三三―五八―二六
東経　一三一―〇一―五八
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　中ノ州工事区域標示用B灯浮標
位置
所在地　関門港（部埼灯台の北北西方約二・七キロメートル）
北緯　三三―五八―五八
東経　一三一―〇〇―五九
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　中ノ州工事区域標示用C灯浮標
位置
所在地　関門港（部埼灯台の北北東方約二・八キロメートル）
北緯　三三―五九―〇五
東経　一三一―〇一―二八
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

名称　中ノ州工事区域標示用D灯浮標
位置
所在地　関門港（部埼灯台の北北東方約二・二キロメートル）
北緯　三三―五八―四一
東経　一三一―〇一―四三
廃止年月日　平成二十三年二月二十四日

○環境省告示第十七号

平成十八年環境省告示第百三十一号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十四日

環境大臣　松本　龍

国会事項

衆議院

議決通知

三月二十二日鬼塚事務総長から赤松裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

　沓掛　哲男（吉田公一の補欠）

議案提出

三月二十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力外六名提出）

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅外三名提出）

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏外四名提出）

議案送付

三月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

通知書受領

三月二十二日内閣から衆議院議員木村太郎提出高速道路無料化による事故の急増に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十三年四月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院

議案受領

三月二十二日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

議案受領（予備審査）

三月二十二日衆議院から次の議案が送付された。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力外六名提出）（衆第三号）

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅外三名提出）（衆第四号）

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏外四名提出）（衆第五号）

要求書受領

三月二十二日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

戸澤　和彦

（同日任期満了の久保茂樹の後任）山田　洋

（同日任期満了の新美育文の後任）椿　愼美

また、同日内閣から、左記の者を預金保険機構監事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

飯田小夜子

また、同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月四日辞職の小丸成洋の後任）數土　文夫

また、同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の須田美矢子の後任）白井早由里

また、同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

町田　和子